

## 米国関税および規制変更に伴う米国宛て郵便物の一時引受停止について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 小池 信也）は、米国宛て郵便物の一部について、2025年8月27日（水）から引き受けを一時停止いたします。

米国政府は、2025年7月30日、「すべての国に対する免税措置（デミニミス）待遇の停止」と題する米国宛て郵便物に対する大統領令を発表しました。

本大統領令では、消費目的のために輸入される物品を内容とする郵便物（課税対象郵便物）は、本年8月29日以降、免税措置を停止し、関税が課されることとなりました。米国通関・国境警備局（以下「CBP」）は、本年8月15日、CBPへの関税保証金の納付、通関申告書の作成などを運送事業者等が負うことを内容とする「デミニミス撤廃に関する新たなガイドライン」を発表しましたが、運送事業者、これに対応する各国郵便事業体などが実施すべき手続きが不明確であり、運用が極めて困難な状況にあります。

このため、8月27日（水）から、次の内容品を包有する米国宛て郵便物（小形包装物、小包およびEMS（物品））については、他の各国郵便事業体と同様、引き受けを一時停止いたします。

- ・ 個人間の贈答品で内容品価格が100USドルを超えるもの
- ・ 消費を目的とする販売品

なお、書状、はがき、印刷物、EMS（書類）のほか、個人間の贈答品で内容品価格が100USドル以下のものを包有する郵便物（小形包装物、小包及びEMS（物品））については、引き受けを継続いたします。

上記引受停止の代替手段として、当社の国際宅配便であるUGX（ゆうグローバルエクスプレス）は、米国税関の規制に対応したお取り扱いができます。

[UGX（ゆうグローバルエクスプレス） - 日本郵便（japanpost.jp）](#)

お客さまには、大変ご不便をおかけしますが、ご理解賜れますようお願い申し上げます。

最新の国際郵便物の名宛国・地域別の差出可否の情報は、[こちら](#)でご確認いただけます。

以上

### 【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

0120-5931-55（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

全日 8:00~21:00

ガイダンスが流れますので、「\*」のあとに「1」を選択してください。

おかけ間違いのないようご注意ください